

# 沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式の試行要領の手引き 【新旧対照表】

## 改定(R4.7)【訂正(R5.2)】

### 4.2.2 選定段階【②予定管理技術者の評価】予定管理技術者の経験及び能力

#### 1) 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）

評価の着目点		判断基準	設定
手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が○円以上又は、 手持ち業務の件数が○件以上	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑦で評価する。
- b) 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を対象とする。
- c) 公告日時点（ただし、前年度公告し次年度 4 月以降契約する業務は 4 月 1 日時点）において、下記の項目に該当する場合は選定しない。
 

手持ち業務の契約金額が○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上。  
 ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が△円以上、又は手持ち業務の件数が△件以上。
- d) 「○円以上」は5億円程度、「○件以上」は 10 件程度を基本する。  
 また、「△円以上」は 2 億円程度、「△件以上」は 5 件程度を基本とする。
- e) 対象機関は、国・県・市町村・民間等の全てが対象である。
- f) 本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と記載すること。
- g) 業務内容に応じて適宜設定すること。
- h) TECRIS 登録をしていない業務は証明ができる資料を証明資料とすること。

## 現行(R4.7)

### 4.2.2 選定段階【②予定管理技術者の評価】予定管理技術者の経験及び能力

#### (3) 手持ち業務

##### 1) 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）

評価の着目点		判断基準	設定
手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が○円以上又は、 手持ち業務の件数が○件以上	◎

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑦で評価する。
- b) 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を対象とする。
- c) 公告日時点（ただし、前年度公告し次年度 4 月以降契約する業務は 4 月 1 日時点）において、下記の項目に該当する場合は選定しない。
 

手持ち業務の契約金額が○円以上かつ手持ち業務の件数が○件以上。  
 ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が△円以上かつ手持ち業務の件数が△件以上。
- d) 「○円以上」は5億円程度、「○件以上」は 10 件程度を基本する。  
 また、「△円以上」は 2 億円程度、「△件以上」は 5 件程度を基本とする。
- e) 対象機関は、国・県・市町村・市町村・民間等の全てが対象である。
- f) 本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と記載すること。
- g) 業務内容に応じて適宜設定すること。
- h) TECRIS 登録をしていない業務は証明ができる資料を証明資料とすること。